



プレス発表資料

平成 27 年 3 月 27 日

秋 田 大 学

本学経営協議会学外委員からの「地方国立大学に対する予算の充実を求める声明」を受けて
学長らが「我が国の高等教育の将来の成長と地域の発展に向けて」の声明を発表

秋田大学（学長：澤田賢一）は、平成 27 年 3 月 27 日付けで本学経営協議会の学外委員から発出された「地方国立大学に対する予算の充実を求める声明」を受け、本学の経営責任を担う学長・理事一同として、別紙のとおり声明を発表しました。

【お問い合わせ先】

秋田大学 総務企画課長 柳橋

TEL : 018-889- 2204

国立大学法人秋田大学経営協議会学外委員からの「地方国立大学に対する
予算の充実を求める声明」（平成27年3月27日）を受けて

－我が国の高等教育の将来の成長と地域の発展に向けて－

平成27年3月27日

国立大学法人秋田大学

学 長 澤 田 賢 一
理 事 小 川 信 明
理 事 山 本 文 雄
理 事 四反田 素 幸
理 事 渡 部 良 和
理 事 吉 岡 尚 文

秋田大学経営協議会の学外委員（国立大学法人法[平成15年7月16日法律第112号]
第20条第2項第3号にもとづく）の皆様から発出された平成27年3月27日付け声
明を受け、国立大学法人秋田大学の経営責任を担う学長・理事一同として、以下のとお
り表明いたします。

現在、国立大学をめぐる第3期中期目標・中期計画期間（2016年4月から）の
運営費交付金の配分の在り方を含め、政府レベルでの枠組み作りが進んでおります。文
部科学省も国立大学協会も、学術・高等教育の立場から対応しておりますが、広く国民
的議論が行われているとは言い難く、私どもとしては、関係省庁とそれに深い関係を持
つ一部有識者の議論によって事実上決着されることを危惧しております。

本学経営協議会では、困難な国家の財政状況を理解しつつ、「グローバル化」、「地方
創生」等、変化、拡大する社会的ミッションに応えるための第3期の財政、体制等の議
論をしてまいりました。

経営協議会の学外委員の皆様が、こうした議論をふまえて、秋田大学の経営及び日本
の高等教育全体の発展に寄与する立場から声明を発出されましたことには、深い敬意を
表すものであります。現在、第3期運営費交付金配分の制度設計に携わっておられる
関係各位におかれましては、こうした大学の経営に学外から参画しておられる方々の経
験と発言に耳を傾けていただき、地方国立大学への財政支援の充実につきまして、今後
も引き続き、より一層のご理解及びご配慮を賜りますよう、よろしく願いいたします。

私どもも、今回の声明に励まされ、本学の経験を広く社会に伝え、政治の場を含めた
国民的議論に資する努力を重ねる所存です。

地方国立大学に対する予算の充実を求める声明

－第3期中期目標期間に向けて－

平成27年3月27日

国立大学法人秋田大学 経営協議会学外委員（50音順）

| | |
|---------|--------------------------|
| 小笠原 直 樹 | （秋田魁新報社代表取締役社長） |
| 小山田 雍 | （秋田県医師会会長） |
| 杉 山 文 利 | （DOWA ホールディングス株式会社代表取締役） |
| 銭 谷 眞 美 | （東京国立博物館館長） |
| 高 島 幹 子 | （秋田県看護協会会長） |
| 藤 原 清 悦 | （秋田銀行相談役） |
| 吉 本 高 志 | （東北大学名誉教授） |
| 米 田 進 | （秋田県教育委員会教育長） |

私たちは、国立大学の法人化以降、国立大学法人法（平成15年7月16日法律第112号）第20条第2項第3号に基づく経営協議会の学外委員として、秋田大学の「基本理念」を基にした将来構想の策定をはじめ、大学経営の審議に参画し、秋田大学に対する「社会の目」として役割を果たしてきました。

その立場から、これまでの国立大学に対する運営費交付金などの予算削減、また今般の政府等における国立大学、とりわけ運営費交付金の配分に関わる議論をみていると、これからの第3期中期目標期間における地方国立大学の存立を危惧せざるをえません。

運営費交付金は、法人化以降10年間で1,292億円の削減（秋田大学は7億円の削減）が行われました。各大学は、業務の効率化や節約、附属病院収入の増、競争的資金や寄附金等の外部資金の獲得の増加を図り、教育研究の質の劣化を招くことのないように努めてきましたが、そうした努力も限界に達しつつあります。

今後の少子高齢化社会において、国立大学は社会の持続的な発展に大きな役割を果たすことが求められる存在であり、特に、地方ほど国立大学に地方創生の中核としての役割が求められております。このためにも、高等教育予算の確保と充実を図ることは急務であり、とりわけ国立大学法人の基盤的経費である運営費交付金の減額に歯止めをかけること、また基盤的経費（運営費交付金）と競争的資金を合わせた総額を拡充することをここに強く要請します。

私たちは、これまでの国立大学に対する財政支援をみますと、国立大学法人法に基づいて大学経営に関与してきた者として、今後の国立大学の行く末に相当の危機感を感じております。

国立大学法人法が改正され、経営協議会において学外委員を過半数とすることとなったことは、私たちのこれまでの「社会の目」としての役割が認められたと同時に、私たちに国立大学法人の経営に対する責任をこれまで以上に求めているものだと認識しています。

これから、第3期中期目標期間を迎え、国立大学がミッション再定義にそった機能強化を実行していくに当たって、政府内だけにとどまらず、地方自治体や地方経済界をはじめ、私たち経営協議会の学外委員も参加した議論を行い、まさに地方創生を担う国立大学としてその責務を果たせる財政支援の方針が確立されますようここに要請いたします。